

家族そろって加入しましょう！

ワンコインで安心を！

# 市民交通災害共済



申込先・問合せ

市民生活部生活環境課 ☎ 24 5 2 3 1 鹿島区市民福祉課 ☎ 46 2 1 2 4

市では、平成25年度「市民交通災害共済」の加入申込みを受け付けています。

市民交通災害共済は、不幸にして交通事故に遭われた市民を救済することを目的に、県内13市で運営している共済制度です。

隣組に加入している方や市内の仮設住宅に入居している方には、行政区や自治会を通じて申込書を配布します。

加入を希望される方は、申込書に必要事項を記入し、会費を添えて隣組長などに提出してください。

なお、取りまとめができない行政区などにお住まいの方は、生活環境課または鹿島区市民福祉課に提出してください。

**加入資格** 平成25年4月1日現在で市内に住所を有する方または外国人登録をしている方

(住民票を異動せずに、市外へ避難されている方も加入できます)

**共済期間** 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

※途中で加入した場合は、加入日の翌日から平成26年3月31日まで

**会費** 年間1人500円

## 災害見舞金

等級	災害の程度	金額
1	死亡した場合	100万円
2	入院通院日数 270日以上	30万円
3	入院通院日数 200日以上	20万円
4	入院通院日数 150日以上	15万円
5	入院通院日数 120日以上	10万円
6	入院通院日数 90日以上	8万円
7	入院通院日数 60日以上	6万円
8	入院通院日数 30日以上	5万円
9	入院通院日数 8日以上	3万円
10	入院通院日数 7日以下	2万円
重度障害見舞金	自動車損害賠償保障法施行令第1級または第2級の障がい	30万円

## 隣組に加入していない方へ

隣組に加入していない方で市民交通災害共済への加入を希望される方は、生活環境課または鹿島区市民福祉課に備付けの申込書でお申し込みください。

※申込書の郵送は行いませんので、ご了承ください。

## こんなときどうなるの!?



ガッちゃん!!



### 質問

自転車同士で衝突して負傷した場合の見舞金は支給されますか？

### 答え

自転車での事故の場合は、警察署に届けることが少ないため交通事故証明書の交付が受けられない場合があります。

この場合は「目撃証明書」と「診断書」によって入院通院日数に関係なく10等級（2万円）の見舞金が支給されます。

なお「目撃証明書」は、自転車事故被害者を救済するもので、自動車やバイクなどの事故には適用されません。